



令和 7 年 7 月 25 日

四国行政評価支局地域総括評価官

(在愛媛行政監視行政相談センター)

小 笠 原 英 雄

宇和島市内郵便局のクールスポットにて 飲料水が無償配布します！

※配布している飲料水は数量限定ですので、予定数量に達した場合は
クールスポット期間であっても配布を終了させていただきます

宇和島市及び市内郵便局のご協力のもと、クールスポット期間（8 月～9 月）において、飲料水を
無償配布いたします。

総務省愛媛行政監視行政相談センターでは、宇和島市、郵便局、行政相談委員及び行政相談の更なる連携を図り、行政をめぐる「埋もれたお困りごと」を発掘することによって、地域の課題解決を通じて地方の活性化を目指すことを目的とした「地域のお困りごと解決に向けた郵便局等との懇談会」を開催しております。その際に提案のあった事案について、具体的な改善等の進展について協議した結果、今回、試行的取組として飲料水の無償配布を実施することとなりました。この飲料水は宇和島市が災害時用として備蓄しているもののうち、賞味期限が今年度到来するものです。

夏の熱中症対策として宇和島市が実施しているクールスポットの中から市内郵便局 4 局を中心に配布します。クールスポットで休憩しながら、水分補給をして、熱中症対策をしてみたいはいかがでしょうか。

【配布期間】 令和 7 年 8 月 1 日（金）～9 月 30 日（火）

【配布場所】 宇和島郵便局（愛媛県宇和島市丸之内 1-3-12）

吉田郵便局（愛媛県宇和島市吉田町本町 29-2）

三間郵便局（愛媛県宇和島市三間町宮野下 847）

津島郵便局（愛媛県宇和島市津島町岩松甲 576） ほか



キクーン

（行政相談マスコットキャラクター）

（連絡先）

総務省愛媛行政監視行政相談センター

担当：行政監視行政相談課長 阿部

電話：(089) 941-7701

「地域のお困りごと解決に向けた郵便局等との懇談会(愛媛)」第3回開催までの状況

取組概要

- 令和5年6月28日、愛媛県宇和島市で第1回懇談会を開催
- 出席者(第1回)：宇和海郵便局長など3局長、地域のキーパーソン(NPO代表)、宇和島市職員、長谷川前総務大臣政務官、行政相談委員、総務省職員(行政評価局・愛媛行政監視行政相談センター)
- 令和6年3月21日(第2回)、7年2月18日(第3回)を開催



長谷川前政務官が出席して開催 ((左)懇談会の様子、(右)地元テレビでの報道)



事案の概要

【避難所等の備蓄物資】平成30年西日本豪雨の際は必要な物資が避難所に行き渡らなかった。郵便局の空きスペースを活用して物資の備蓄・販売をしてはどうか。

【買い物支援】地域に商店がなく、買い物するにもバスで出かける必要があり、困っている。

【漁網の活用】① 人家近くでイノシシ等の害獣が出没しており危険、②使われなくなった漁網が大量に保管・放置され、処分に困っている。

第1回懇談会での議論の方向性

市が各地域への物資備蓄、企業との提携を進めており、郵便局やNPO法人とも連携して、災害に備えた事前シミュレーションを実施。

市が移動販売のニーズを把握して移動販売業者に伝えるとともに、郵便局における買い物支援サービスとも連携。

漁網を自治体が引き取り鳥獣害防護ネットとして活用している例があるため、その手法について情報収集・共有し、漁協等も交え対応可能性を検討。

懇談会で議論した3テーマについての現在までの検討状況

愛媛行政監視行政相談センターが、コーディネート役を務めながら、郵便局及び宇和島市等と検討を重ねてきた結果、

○【**避難所等の備蓄物資**】備蓄物資を郵便局で無償配付または有償販売を含めて活用する方策を検討し、無償配布に決定(第2回)。**市が推進するクールスポット事業で、郵便局に備蓄物資等を配置し、令和7年度に市民に無償配布することで概ね合意(第3回)。**

○【**買い物支援**】郵便局の空きスペースで、地域住民の方々に買い物支援対策を実施できないか検討し、市民のニーズ把握を行うことで決定(第2回)。令和6年度に過疎地住民の意識調査(ニーズ把握)を実施、来年度もこの案件を継続することで合意(第3回)。

○【**漁網の活用**】市内漁協から巻き網漁の漁網を入手し、果樹や農作物を栽培している行政相談委員の協力を得て、鳥獣害防止対策として漁網の設置を試行、自治会での活用について要望あり(第2回)。令和6年度に行政相談委員の協力で、自治会のゴミ集積場にカラス除けネットとして配布、来年度もこの案件を継続することで合意(第3回)。

参考資料 2

○ 総務省愛媛行政監視行政相談センターとは

総務省四国行政評価支局（高松市）の現地拠点として、行政相談や行政に関する情報収集・情報発信を通じて、行政の改善を推進しています。

○ 行政相談制度とは

総務省が行う「行政相談」は、①国の行政機関、特殊法人などの業務、②都道府県及び市町村が行っている業務で、生活保護事務など法定受託事務に該当するもの、あるいは国の補助を受けているものについて、苦情や意見・要望などを受け付け、担当行政機関とは異なる立場からその解決や実現の促進を図るものです。

○ 行政相談委員とは

「行政相談委員」は、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）に基づき、総務大臣が民間有識者の中から委嘱しており、全国に約 5,000 人（各市(区)町村に 1 人以上）、愛媛県内には 84 人が配置され、地域住民の身近な相談相手として無報酬で活動しています。

○ 令和 6 年度行政相談件数

愛媛県内で令和 6 年度に受け付けた行政相談は 2,787 件で、うち、1,001 件（35.9%）は行政相談委員が受け付けたものです。

